

### 3. 産婦健康診査事業

(母子保健医療対策総合支援事業 H29 年度新規事業)

#### 1. 要旨

産後うつや新生児への児童虐待の予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月等の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、受診機会を確保し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

#### 2. 実施内容等

①地域におけるすべての産婦を対象に、産婦健康診査 2 回分に係る費用の助成を行う。(実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、市町村 1/2)

##### ②実施要件

- ・産婦健康診査において、母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施。
- ・産婦健康診査の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告される体制を整備
- ・産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施。

#### 3. 府の対応

- ・府内で均一に実施できるよう府医師会、大阪産婦人科医会と協議し、実施要綱案を作成。(受診票兼結果通知書の内容、要支援者の連絡方法等の統一)
- ・分娩医療機関向けの手引き書を作成・配布
- ・妊産婦精神科医療を提供する医療機関を周知(こころのオアシス)
- ・分娩取扱い医療機関、市町村を対象に、産婦健康診査事業説明会を実施し周知した。

#### 4. 府内市町村の現状

- ・H29 年度 10 月：大阪市、堺市、豊中市、枚方市の 4 市が産婦健康診査事業開始。
- ・H30 年度 8 月 1 日現在の実施状況：19 市町村
- ・R 元年 7 月 1 日：21 市町村
- ・R2 年 7 月 1 日：28 市町村
- ・R3 年 4 月 1 日：30 市町村

(実施状況は P35 参照)